



社労士事務所プランツ
〒105-0012 東京都港区芝公園 2-3-8
第2モリモビル3F
TEL 03-6452-8998 FAX 03-6452-8990

定期監督の実施結果（H27年）

毎年、東京労働局では1年間に行った定期監督（労働基準監督官による立入検査）の実施結果を公表しています。平成28年5月19日に平成27年の結果が公表されました。今月のニュースでは、指摘されることが多い法違反について解説します。

定期監督で指摘される法違反とは

東京労働局管内で実施される1年間の定期監督件数は毎年1万件ほどで、毎年7割以上の会社が何らかの法違反を指摘されています。多くの会社では法令に違反していることに気が付いていない、または、法令に違反していることは知っていても対策を講じていないというのが実情だと思います。それでは、特に指摘されることが多い法違反の内容を簡単に解説します。

(1) 労働時間（第32条）違反率約24.3%

時間外労働休日労働に関する協定届（36協定）を提出していない会社は1日8時間、週40時間労働を超えて労働させることができません。つまり、36協定届を提出せずに残業させていた場合に労働基準法第32条の違反となります。

36協定を提出している場合でも残業の実態が協定に定める内容と相違があれば同法違反を指摘されます。例えば、協定書には残業できる時間を1ヶ月で45時間としているが、打刻されているタイムカードを確認したところ、45時間以上の残業があると指摘されるようなケースです。

労働時間の実態を把握して、実情にあった協定届を締結して届出することに意味があるわけです。

(2) 割増賃金（第37条）違反率20.9%

時間外労働、休日労働（1週間に1回の休日に労働）、深夜労働（22時から5時までの労働）を行わせているのに割増賃金を支払っていない場合に労働基準法第37条違反となります。

年俸制、定額残業代、自己申告制度など、割増賃金に関する誤った認識があり、結果として法令違反を指摘されるというケースも多く見られます。

ここがポイント！！

- 年俸制…1年分の給与（年俸）を決めて契約すれば、割増賃金は不要という制度ではなく、実際に行った残業代は別途支給しなければならない。
- 定額残業代…実際に行った時間外労働等の割増賃金が定額残業代を超えている場合には、その超えた分を別途支給しなければならない。
- 自己申告制度…残業申告がなくても、実際に時間外労働等があったと認められる場合には、割増賃金を支給しなければならない。

なお、割増賃金未払いは、過去に遡って（最大2年間）計算して支払うように指導されます。会社にとって大きなダメージとなり得るので、日頃からの対策が非常に重要です。

(3) 労働条件明示（第15条）違反率約16.1%

労働者を採用した時には、法令で定める労働条件を書面で交付しなければなりません。労働条件は口頭で説明しただけというような場合、また法令で定められている明示項目のすべてが記載されていない場合に第15条違反となります。

また、労働条件の書面明示義務はすべての労働者に適用されますので、アルバイトにも雇用契約書等を交付が必要です。

労務管理 Q&A

<アルバイトの社会保険加入拒否>

Q. 入社ときに「1日5時間、週5日勤務」で契約したアルバイトが、今では1日6時間以上勤務しているため、社会保険に加入をさせようとしたところ「配偶者の扶養に入りたい」という理由で社会保険の加入を拒否し、必要な書類や情報を会社に提出しません。どのような対応をすればよいでしょうか？

A. 社会保険の加入要件に満たない程度の労働時間数（契約当初の時間数）に減らすというのが現実的ではないでしょうか。

< 解説 >

短時間労働者の社会保険の加入基準は、正社員の所定労働時間の概ね4分の3以上であることとされています。1日8時間、週5日勤務の会社であれば、週の労働時間が30時間以上のパート等は社会保険の加入対象となるということです。

ここがポイント！！

平成28年10月から短時間労働者の社会保険の適用範囲が「週20時間以上で月額賃金が8.8万円以上等」に拡大されますが従業員500人以下の企業は対象外です。

加入要件に該当する働き方を続け、社会保険の調査等が行われれば、最大で2年前まで遡って資格取得するように指導される可能性があります。そうなれば、従業員も会社も2年分の社会保険料を支払わなければなりません。従業員が加入を拒否していたことを理由に会社負担分を従業員に負担させるということももちろんできません。

そのため、加入を拒否する従業員に対しては、「社会保険に加入するか」「社会保険の加入要件に該当しない程度の勤務時間に減らすか」を選択するように話をする必要があります。

なお、学生アルバイトであっても社会保険の加入要件に例外はありませんから、親の扶養で勤務したいという希望がある場合には、勤務時間を短くする必要があります。

ちょっと手続の相談いいですか？

<社会保険の算定基礎届>

日本年金機構から算定基礎届の手続用紙が届きました。どのような手続を行うのか教えてください。

社会保険料は月額報酬等によって決定する「標準報酬月額」に保険料率を掛けて算出します。算定基礎届は4月・5月・6月に支払う月額報酬の平均額から「標準報酬月額」を決定するための手続で、この手続により決定した標準報酬月額は9月分から1年間適用されます（大幅な給与変更があった場合を除く）。

なお、年金事務所から送付される算定基礎届書類一式の中に、調査の実施に関する書面が同封されてくる場合があります。調査対象に選ばれた事業所は、算定基礎届と一緒に賃金台帳や出勤簿、源泉所得税の領収書などを用意して、年金事務所へ調査を受けることになります。

調査では記載内容に誤りがないか、また、社会保険の加入要件に該当する未加入者がいないかどうかチェックされます。

調査に関する書類が届いたお客様につきましては、事前に準備等が必要になる事がありますので、当事務所へご連絡ください。



<今月の一言コメント>

キュウリとプチトマトの苗を購入し、ベランダで家庭菜園を始めました。まだ2週間程度ですが、水をあげているときにプチトマトが1つだけなっているのに気が付きました。たくさん収穫できるように大事に育てていきたいと思っています。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6452-8998

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com